平成２８年（フ）第７３９号
広島市西区楠木町１丁目９番28―204号
債務者　千葉　史宣
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３号
福島県二本松市不動平246番地２
債務者　山口しめ子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３９号
福井県敦賀市櫛林28号４番地の２　市野々町２丁目　セイバリーガーデンＹＪ206号、前住所埼玉県桶川市末広２丁目10番６号
債務者　早田　勇二
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２０６号
長野県安曇野市豊科田沢7038番地23
債務者　瀬端　秀明
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７４０号
名古屋市昭和区東郊通９丁目９番地の５　市営高辻荘505号
債務者　武田衣美子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７号
山口県下関市垢田町１丁目７番10号　グレイス・フルハウス　102号、前住所山口県下関市綾羅木南町１丁目18番７号
債務者　後藤　麻美（旧姓堀下）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
愛媛県宇和島市高串１番耕地493番地１　幸荘５号
債務者　青野　　豊
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第５０号
福岡県柳川市三橋町高畑250番地４　鎌田ビル104号
債務者　吉田　　博
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
長崎県対馬市厳原町豆酘2628番地
債務者　本石　久雄
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
宮崎市橘通東１丁目12番５号　コーポスィトピー107号、前住所宮崎市橘通西１丁目４番12号　マウスフィールドＶ303号
債務者　安藤みどり
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８６号
鹿児島県姶良市平松7222番地５　ユーミー姶良Ｂ305号
債務者　海江田　昇
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
鹿児島県霧島市国分松木町11番９号
債務者　柳本美佐子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目12番26号
債務者　ピュコトブキ尼崎店こと　市原　重徳
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２７号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目32番１号　プチフルール塚口302号、前住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地　東園田ハイツ706号
債務者　岩井　資之
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６０号
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２棟1410号室
債務者　重岡　麻美
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８４号
千葉県松戸市日暮５丁目199番地
債務者　老沼　里美
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５３号
千葉県柏市柏1313番地３　ヒデパレス101号
債務者　丸山　七郎
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部